

## 公売財産明細書

売却区分号 番	8	見積価格	¥1,700,000
		公売保証金	¥170,000
財産の表示	土地の表示  1 所在 甲府市飯田4丁目 地番 897番1 地目 宅地 地積 185.70㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	公売財産は、JR「甲府」駅の西約1.2km（直線距離）、アルプス通り（県道甲府昇仙峡線）の東方約80mに位置する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地目 登記簿上宅地であり、現況も宅地である。</li> <li>・ 接道状況 西側の一部 建築基準法第43条第2項第2号空地 該当（建築時には、法第43条第2項第2号許可が必要となる。） 画地の西側が幅員約1.8mの法定外道路（甲府市管理）に等高に接面している。</li> <li>・ 形状 不整形地である。地勢は概ね平坦である。</li> <li>・ 施設 上下水道引込済 引き込み管はφ20mmで、メーター口径はφ13の1基分権利有（現在引上げ中） 特別負担（引き込み工事等）は上下水道共になし。</li> <li>・ ガス埋設 付近埋設状況 有 対象物件引込 無（本支管：鋼管 50mm）</li> </ul>		
利用状況／法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画区分 市街化区域</li> <li>・ 用途地域 第一種住居地域</li> <li>・ 建ぺい率 60%</li> <li>・ 容積率 200%</li> <li>・ 法的規則 景観法：景観条例に基づき一定の規模の建築等により届出が必（高さ20m又は建築面積1,500m<sup>2</sup>を超える場合） 都市再生特別措置法：立地適正化計画における住居誘導区域内に該当（診療所等の都市機能誘導施設の開発・建築行為がある場合には、届出が必要）</li> <li>・ その他 土地に占有者あり。所有者、占有者双方に調査を行った結果、占有者より回答あり。土地の一部を隣接土地所有者が占有している。隣接土地は袋地で、占有箇所は隣接土地の出入り口となっており、囲繞地通行権を主張し、占有している。また、占有地については、所有者が管理をしていないので占有者が草取り等を行っており入口付近に植木鉢等を置いているが、撤去はいつでもできるとのこと。なお、令和7年10月3日現在、所有者からの回答はなし。</li> </ul> <p style="text-align: center;">埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p>		

公  
売  
条  
件  
／  
そ  
の  
他

1. 公売財産の面積等は、公簿上によるものである。
2. 境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。
3. 執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。
4. 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。

問合せ先

甲府市収納推進課 公売担当

電話：055-237-5439

FAX：055-223-3365